

退職金定期預金「つるとかめ」

2025年4月1日現在

1. 商品名(愛称)	・退職金定期預金『つるとかめ』
2. ご利用条件 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">個人の方限定</div>	・個人のお客さまのみとさせていただきます。 ・退職金のお受け取り日から 1年以内 のお申込みに限らせていただきます。 ・ご本人の退職金お受け取りが確認できる方。 ご退職金を確認できる資料として「退職所得の源泉徴収票」のご提示が必要です。
3. 取扱期間	・ 2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)
4. 預入期間	スーパー定期(300万円未満・300万円以上)または大口定期(1,000万円以上)の 6ヶ月 ものに限定させていただきます。 自動継続定期預金(元金継続のみ)のお取り扱いとなります。 お利息をお受け取りいただくための普通預金口座が必要です。
5. 預入方法	・一括してお預け入れいただきます。(ただし、複数口座に分割することができます。)
6. 預入金額	・300万円以上 退職金受取金額まで ただし、マル優などの利用を図るため、複数の口座に分割することができます。 その場合、お預け入れの「つるとかめ」が合計で300万円以上あれば、一口座あたりの金額が300万円未満となってもお預け入れいただくことができます。
7. 預入単位	・1円単位
8. 払戻方法	・口座ごとの満期日以後に、それぞれ一括してお支払いいたします。
9. 利息 (1)適用金利 (2)付利方法 (3)計算方法	6ヶ月 : 年利 0.3% (税引後 0.239055%) ※復興特別所得税を含みます。 ※募集期間内にお預け入れいただいたものに限りです。 ・上記金利の適用は、初回満期到来時までとさせていただきます。 ・自動継続後の適用利率は、満期日当日の店頭表示金利を適用いたします。 ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 (普通預金に入金いたします) ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で計算いたします。
10. 税金	・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金(分離課税)がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</div>
11. 付加できる特約事項	・マル優対象の方は、非課税でのお取扱いができます。

12.手数料	・手数料はかかりません。
13.中途解約時のお取扱い	<p>・この定期預金は原則、満期日前解約はできません。</p> <p>ただし、やむを得ないご事情により、お客さまから期限前にご解約を申し出られた場合、当金庫がこれを認めて期限前の解約に応じることがあります。</p> <p>・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率にて、預入日から解約日の前日までの日数について計算し、このご預金とともにお支払いいたします。</p> <p>※ ただし、普通預金利率がこの預金の約定利率を上回った場合には、約定利率を超えないものとします。</p>
14.金利情報の入手方法	・金利については、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
15.苦情処理措置	<p>・本商品の苦情等は、当庫営業日に営業店またはお客さまサービス担当(9:00~17:00)</p> <p>0800-170-6314までお申し出ください。</p>
16.紛争解決措置	<p>・東京弁護士会(03-3581-0031)・第一東京弁護士会(03-3595-8588)・第二東京弁護士会(03-3581-2249)・奈良弁護士会(0742-22-2035)の仲裁センター等や、証券・金融商品あっせん相談センター[ADR FINMAC](0120-64-5005)で紛争の解決を図ることもできますので、ご希望のお客さまは上記支店部お客さまサービス担当 または 全国しんきん相談所(03-3517-5825)にお申し出ください</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、上記弁護士会、当金庫お客さまサービス担当もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。</p> </div>
17.その他参考となる事項	<p>・この定期預金は、他の優遇金利定期預金商品との金利上乗せの併用はできません。</p> <p>・自動継続方式(元金継続)のお取扱いとなるため、普通預金口座が必要となります。</p> <p>・継続を停止した場合のお利息は、満期日以降にこのご預金とともにお支払いいたします。</p> <p>この場合、満期日以降のお利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算いたします。</p> <p>・指定口座にお利息を入金する際、満期日が当金庫の休業日であったときは、その休業日付で翌営業日にお利息指定口座へご入金いたします。</p> <p>・定期預金通帳のみのお取扱いとなります。(総合口座でのお取扱いはできません。)</p> <p>・金利環境の変化等により、募集期間中であっても適用金利を変更、または募集を中止する場合がございます。</p> <p>・この定期預金は、預金保険制度の対象預金です。</p> <p>預金保険によって1預金者当たり元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座があるときは、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます)</p>